平成２４年（フ）第４９９号
千葉市若葉区高品町1599番地２　クレールフジ105号
債務者　柴田　千里
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０７号
千葉市稲毛区山王町43番地２　橋本ハイツ201号
債務者　石原　隆信
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０８号
千葉市稲毛区山王町43番地２　橋本ハイツ201号
債務者　石原　淳子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２２号
千葉県八千代市大和田新田465番地99
債務者　嶋野　　博
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３５号
千葉県市川市下貝塚１丁目18番12号久根崎荘203号
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９０４号
名古屋市守山区幸心３丁目1809番地
債務者　諏訪園久美子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５４号
名古屋市中川区新家１丁目1203番地　宮田荘13棟303号
債務者　横井　和人
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
京都府京丹後市網野町掛津117番地
債務者　稲岡　勝也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第８５６０号
大阪市西成区鶴見橋１丁目16番28号　アパート出合いの家302号
債務者　出口　博一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５９号
大阪市天王寺区玉造元町14番17号　板垣ビル４Ｆ
債務者　山根　邦明
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０３号
大阪府守口市東郷通３丁目13番４号
債務者　北尾　文義
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０８号
大阪府門真市新橋町31番28号　平野マンション301号、前住所大阪府門真市殿島町１番２号　サンコート殿島303号
債務者　花田　勝利
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８７号
大阪市福島区鷺洲２丁目６番７号、申立時の住所大阪市福島区福島６丁目11番１―1102号
債務者　西元　孝義
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６０号
大阪市住吉区長居３丁目12番９号　福徳マンション305号
債務者　石本都史子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３０号
大阪市西成区南津守６丁目３番18号　白庭ハイツ101号
債務者　田所　和徳
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３６号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番４―412号
債務者　石田　朋子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２４号
大阪市平野区喜連西５丁目４番24―603号
債務者　嶽　　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部